

平成 22 年 3 月 23 日県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備及びふるさと農業緊急整備）武雄北部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成 23 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康